

平成26年度西脇市立西脇病院
広告入り領収書・明細書寄附者募集要項

この要項は、西脇市立西脇病院（以下「病院」という。）が、会計時に発行する領収書・明細書（広告入り）を、無償提供していただける企業等を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

1 寄附を募集する領収書・明細書

(1) 規 格 縦11cm×横23cm、一色刷り（病院指定色）

(2) 募 集 枚 数 150,000枚（前年度実績見込枚数）

(3) 使 用 期 間

平成27年3月から平成28年3月末まで。

(4) 掲載できる広告

広告主及び広告内容については、西脇市有料広告掲載事業実施規程、西脇市有料広告掲載取扱基準を遵守してください。

(5) 広告掲載の位置 領収書・明細書の裏面

(6) 広 告 掲 載 欄 縦9cm×横20cm

(7) 作成費用の目安 約105,000円

(8) 備 考

ア 上記金額を寄附者で負担していただくこととなります。

イ 領収書・明細書には、表記の記載内容・色等に条件がありますので、作成前に必ず病院と協議を行ってください。

ウ 広告掲載欄外に次の文を記載します。

「この領収書・明細書は広告主の協賛により寄贈されたものです。広告内容に関する質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。（広告内容と西脇市立西脇病院は直接関係ありません。）」

エ 上記のほか、必要な事項は協議の上決定します。

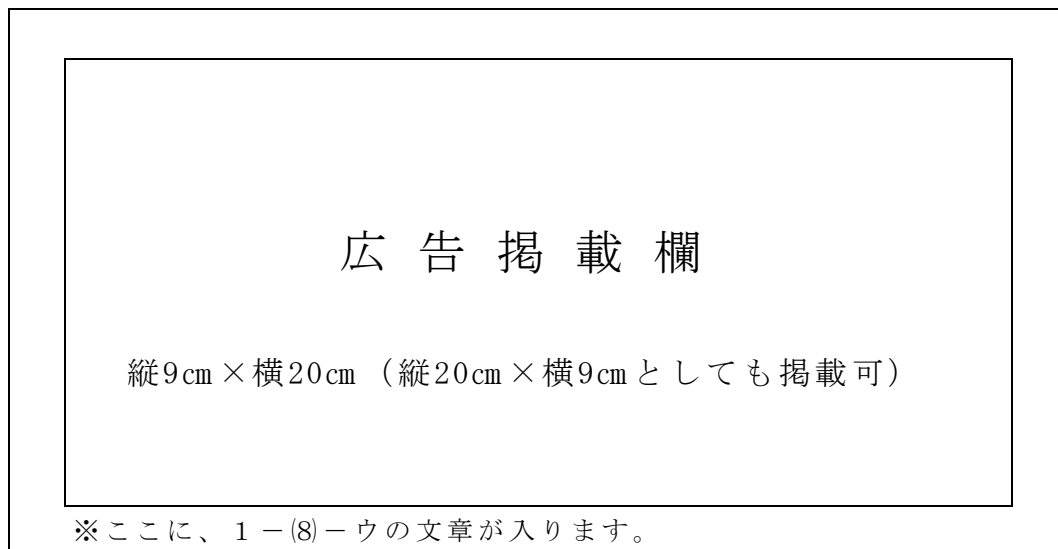
2 広告掲載の方法

(1) 広告掲載欄の全部に広告を掲載する場合

ア 一つの企業等が広告掲載欄全部に広告を掲載することができます。

イ 寄附申込者が広告を掲載した領収書・明細書を作成し、病院に無償で提供していただきます。

ウ 広告掲載イメージ



(2) 広告掲載欄の一部に広告を掲載する場合

ア 広告掲載欄に複数の企業等の広告を掲載することができます。

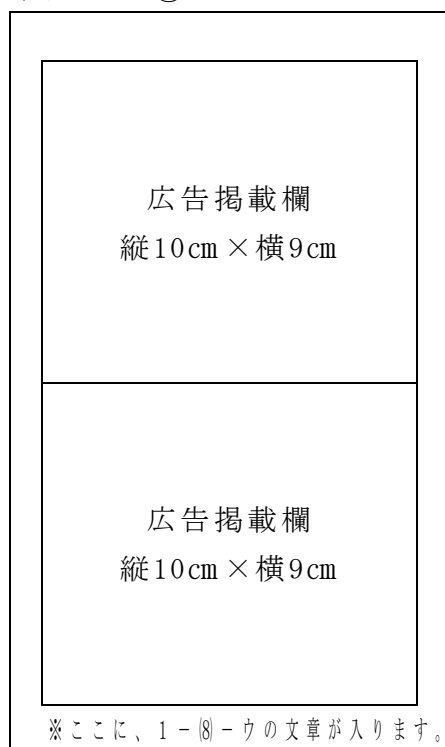
イ 分割した際の1枠当たりの寸法は以下のとおりです。

縦10cm×横9cm又は縦9cm×横10cm

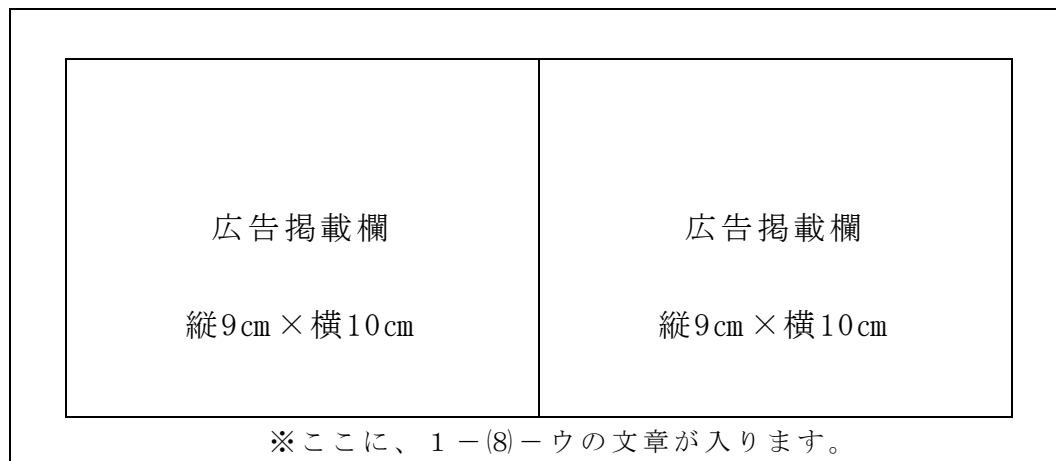
ただし、掲載枠の位置指定はできません。

ウ 広告掲載

イメージ①



イメージ②



エ 掲載可能な申込みに満たない場合は、当該領収書・明細書の寄附募集を中止いたします。

オ 寄附申込者と病院で作成方法について協議した後、広告を掲載した領収書・明細書を作成し、病院に無償で提供していただきます。

- (3) 広告主の事情等により、領収書・明細書が使用できなくなった場合は、当該広告主に対し、残枚数に応じた領収書・明細書の再作成に要する費用を請求する場合があります。

3 寄附者の選定方法

広告掲載欄を超える寄附申込みがあった場合は、次に掲げる順序により寄附者を決定します。

- (1) 広告枠の多いもの（1企業等で複数の枠）
- (2) 市内に本社又は事業所等を有するもの
- (3) 西脇病院と取引のあるもの

上記によっても順序が同じ寄附申込者が複数ある場合は、抽選により寄附者を決定します。

4 募集期間

平成27年2月2日（月）から平成27年2月9日（月）まで

5 申込方法等

(1) 提出書類

- ア 西脇市立西脇病院領収書・明細書寄附申込書（指定様式）
- イ 会社概要（パンフレットでの代用可とします。）
個人の場合は、事業主の身分証明書の写し
- ウ 広告の見本

(2) 提出方法

郵送（平成27年2月9日必着）又は直接、西脇市立西脇病院経営管理課へ提出してください。

(3) 寄附受入期日

平成27年2月27日（金）まで

6 注意事項

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容と判断されるものは受理しません。
- (2) 選定結果は別途通知します。なお、審査の経緯の公表はしません。
また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けません。
- (3) 応募に要する費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- (4) 提出された書類は、今回の応募内容の審査の目的以外に使用しません。
また、提出書類は、原則として返却しません。
- (5) 病院が寄附者から領収書・明細書の寄附を受けるときは、領収書・明細書の製作及び寄附に関して、寄附者と病院の双方で確認書を取り交わします。
- (6) 掲載した広告が西脇市有料広告掲載事業実施規程第3条の規定に該当するおそれが生じた場合、又は広告主の事情等により領収書・明細書を使用することに支障が生じた場合は、当該領収書・明細書の使用を中止します。
- (7) 西脇市有料広告掲載事業実施規程及び西脇市有料広告掲載取扱基準を確認のうえ申し込んでください。

7 申込・問い合わせ先

西脇市立西脇病院 経営管理課

〒677-0043 兵庫県西脇市下戸田652-1

Tel 0795 (22) 0111 (内線363) ・ Fax 0795 (23) 0699